



各県立特別支援学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

県立学校における教育活動の再開について（通知）

本日、本県に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態が解除されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業について」（令和2年5月4日2教特第310号教育長通知）により5月31日（日）としている教育委員会指定休業日の終期を、5月17日（日）に変更します。

については、各学校の幼児児童生徒の状況や通学の状況等に鑑み慎重に判断の上、5月18日（月）以降、準備が整った学校から、別紙1及び別紙2に留意して教育活動を再開してください。

なお、5月22日（金）までの間は、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日2文科初第222号）を参考に、いわゆる「分散登校」の形式による教育活動を実施する期間とします。ただし、学校運営上必要と認められる場合は、当分の間、「分散登校」を継続することができるものとします。

また、「教育活動再開に向けた登校日の設定について」（令和2年5月4日2教特第330号）は廃止します。

【本件連絡先】

- 教育活動に関すること
特別支援教育課
指導班 藤野 和男
TEL：092-643-3914
- 保健管理に関すること
体育スポーツ健康課
保健給食係 諸藤 彰
TEL：092-643-3922
- 運動部活動に関すること
体育スポーツ健康課
体育・健康教育班 内田 ひろみ
TEL：092-643-3923

教育活動再開に伴う感染防止等に係る留意事項

特別支援教育課・体育スポーツ健康課

1 基本的な対応

- (1) 可能な限り3つの密を回避する工夫を行うこと。
- (2) 学校医及び学校薬剤師などと連携し、感染防止について具体的な指導・助言を得ることができるような体制を構築しておくこと。
- (3) 感染者及び濃厚接触者の発生について把握できるような連絡体制を構築しておくこと。その際、個人情報取り扱いについては十分留意すること。
- (4) 幼児児童生徒及び職員にマスク等の着用や手洗い等の感染防止策を徹底すること。また、毎朝、検温と風邪症状の確認を行うこと。その際、風邪の症状が見られる場合は、無理をせず自宅で休養するよう指導すること。
- (5) 「健康観察シート」（令和2年5月14日2教体第472号別添①）を用いるなど、登校前に自宅において幼児児童生徒の健康状態（検温等）の確認を行うよう指導すること。
なお、登校前に確認できなかった幼児児童生徒については、保健室等において検温や健康状態の確認を行うこと。
- (6) 昇降口や廊下等において、可能な限り密集が起こらないよう十分留意すること。
- (7) 公共交通機関を利用する場合は、マスク着用や会話を控えることなど感染防止について指導すること。
- (8) 別添「新しい生活様式」の実践例を保護者及び職員に配布し、感染防止等の参考とすること。

2 「分散登校」に係る出欠の取扱い

- (1) 「分散登校」開始までの間、学校全部を休業とする場合は、校長指定休業日とし、授業日数に含まないこととする。
- (2) 学部（学年）ごとに登校日を設定する場合は、登校の対象である学部（学年）は授業日数に含み、登校の対象でない学部（学年）は授業日数に含まないこと。
- (3) 学年の一部を登校日に設定する場合は、学年の授業日数に含み、登校の対象である幼児児童生徒については、出欠を記録するとともに、登校の対象でない幼児児童生徒については、「出席停止・忌引き等の日数」として記録すること。

3 配慮が必要な幼児児童生徒への対応

- (1) 登校に際して、不安を持つ保護者及び幼児児童生徒に対しては、学校で講じる感染症対策について十分説明し、学校運営の方針等について理解を得るように努めるとともに、幼児児童生徒の不利とならないよう弾力的に対応すること。
- (2) 医療的ケアが必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については、特に体調管理に万全の対策を講じるとともに、主治医や学校医に相談の上、登校の判断を行うこと。その際、登校すべきでないと判断された場合については、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができること。

4 授業等における対応

- (1) 授業前後及び授業中に換気の徹底を図ること。窓のない部屋については、常時入り口を開けておくなど十分に換気に努めること。
- (2) 授業中は、幼児児童生徒が密集して活動する長時間の学習活動や近距離での会話や大声での発声を伴う活動をできる限り避けること。また、教室等では、幼児児童生徒間の距離をできる限り確保すること。
- (3) 実験器具などを共用した場合は、適宜、手洗いをするように指導すること。また、使用した実験器具等の消毒を必要に応じて行うこと。
- (4) ドアノブやスイッチなど多くの幼児児童生徒が手を触れる箇所については、適宜、消毒すること。
- (5) 教科等における感染防止のための対応等については、「県立特別支援学校における教育活動の再開に向けた取組について」（令和2年5月8日2教特第354号）に示している「学校の教育活動再開に向けた感染防止のための指導上の工夫（例）」（以下「指導上の工夫（例）」という。）を参考にすること。

5 学校行事

運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など幼児児童生徒が密集して長時間活動する学校行事は、当分の間行わないこと。

なお、今後実施が可能になった場合は、実施時期、実施方法及び実施内容、保護者等の参観者への感染防止対策等について十分留意すること。

6 部活動

5月25日（月）以降、「分散登校」が終了している学校は実施できること。部活動の実施に係る詳細については、別紙2を参照すること。

7 通学バスの運行

「分散登校」開始以降、通学バスを運行できること。

運行に当たっては、新型コロナウイルス感染症防止のため増便した通学バスを活用し、以下の点に留意の上、適切に行うこと。

- (1) 児童生徒に、発熱がなくても咳や喉の痛みなど風邪の症状がみられる場合は、通学バスの乗車を控えるよう保護者等に要請すること。
- (2) 隣や前後の座席を可能な限り空けるなど、児童生徒の座席位置に配慮すること。
- (3) 通学バスの運行会社に対しては、運転手及び添乗員の健康管理の徹底を図り、体調不良が確認された際は、感染防止の観点から適切に対応するよう要請すること。

また、運行に当たっては、児童生徒の安全確保を第一としつつも、可能な限り換気に努めるよう要請すること。

8 学校給食の実施

5月22日（金）までの間は、学校給食は実施しないこと。

5月25日（月）以降については、指導上の工夫（例）を参考に、学校給食を実施することができること。

9 寄宿舍の利用

5月22日（金）までの間は、寄宿舍の利用は行わないこと。

5月25日（月）以降については、以下の点に留意の上、寄宿舍を利用することができること。

- (1) 寄宿舍を利用する児童生徒については、自力通学や保護者による送迎などの協力を求め、利用者の削減に努めること。
- (2) 食事や入浴等の利用時間をずらすなど、密集の状態とならないようにすること。
- (3) 食事の際は、可能な限り間隔を空け対面で座らないようにするとともに、会話を控えるよう指導すること。
- (4) 児童生徒が身体的な距離を適切に保つよう指導すること。

10 その他

感染者及び濃厚接触者が確認された場合については、「教育活動再開後における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び児童生徒等の感染が判明した場合等の対応について（通知）」（令和2年5月14日2教体第472号）を参照すること。

学校再開後における部活動の留意事項

体育スポーツ健康課・特別支援教育課

学校再開後の部活動の実施に当たっては、当分の間、以下の点に注意すること。また、今後も新型コロナウイルス感染症に係る対応が続くことが考えられることから、部活動が教職員に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。

なお、分散登校期間については、部活動は実施しないこと。

1 活動計画等について

- 生徒本人と保護者の意向を十分に確認し、同意を得た上で活動すること。その際、活動への参加を強制することがないように配慮すること。
- 密集を避けるため活動場所ごとに人数の上限（例：1名／25㎡程度）を定めること。また、密集せずに距離をとって行うよう工夫すること。
- 臨時休業期間中に生徒の体力等が低下している状況に鑑み、徐々に体を慣らしていくなど、短時間で段階的に指導すること。
- 練習試合等、他校との合同練習については、体力が十分に回復した上で慎重に判断すること。
- 県のホームページ等により、感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じること。

2 活動実施について

＜活動前＞

- 活動前の健康観察を十分に行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導すること。

＜活動中＞

- 身体接触を伴う活動、また、近距離での会話や発声が行われる活動を極力避けること。
- こまめな休憩を挟み、その都度うがいと手洗いを徹底するよう指導すること。
- 給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないよう指導すること。
- 共用する器具や用具（トレーニング器具や楽器、調理器具、実験器具等）は、使用前後に消毒させること。
- 室内で活動する場合には十分な換気を行うとともに、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）はこまめに消毒させること。
- 活動中の健康観察を十分に行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導すること。

＜その他＞

- 打ち合わせやミーティングについては、オンライン等を活用するなど工夫すること。
- 部室等の利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないようにするとともに、部室内での会話は控えるよう指導すること。

※ なお、学校の管理を離れて活動する場合は、密集を避けるなどの感染症防止対策を徹底するよう指導すること。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成（厚生労働省ホームページより）